

独立行政法人の制度・組織改革のイメージ

～我が国の成長に資する政策実施機能の強化に向けて～

全法人一律の現行制度と組織を抜本的かつ一体的に見直し、事務・事業の特性に着目して類型化とともに、最適なガバナンスを構築

廃止

民営化・他の法人制度を活用

国移管

廃止

日本立平和祈念事業特別基金
万国博覧会記念機構

将来民間移管
空港周辺整備機構

●特殊会社化

- ・国の関与の下で政策上必要な業務の的確な実施を確保しつつ、会社法のガバナンスに基づく企業的経営により事業を効率的・機動的に実施
(例) 農林漁業信用基金、日本貿易保険

●医療関係法人

- ・医療法の体系を活用しつつ、経営の自律化と医療機能の強化を実現
(例) 国立病院機構、労働者健康福祉機構

●民間法人化

- ・民間法人として事業を実施
(例) 海上災害防止センター

●個別法により設立される法人

- ・医薬の検査等国民の生命に直結する業務を実施し、運営費交付金に依存しない法人について、ガバナンスの強化と機動的な経営確保を実現
(例) 医薬品医療機器総合機構
- ・国民の財産の保全・運用等の重要な業務を行い、運営費交付金に依存しない法人について、ガバナンスを強化
(例) 年金積立金管理運用独立行政法人

●法律等により在り方の見直しが予定されている法人

- (例) 国立公文書館、年金・健康保険福祉施設整理機構、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター 等

事務・事業の特性を踏まえた最適なガバナンスの構築

成果目標達成法人

研究開発型

- ・研究開発面における国際水準にも即した目標設定・評価のため、研究評価委員会(外国人も参加)の設置を法定。

- ・司令塔機能を果たす戦略本部による関与(国際水準で統一的な評価指針の整備、点検等)との関係を整理し、効率的・効果的な機能強化。

- ・研究開発の特性に関連した制度運用(国際的頭脳循環の促進、自己収入の扱い、会計基準の在り方、適切な中期目標期間の設定等)について、適切な内容となるよう、関係部局とも協議し、対応。

- ・支出の内部チェック等の取組を強化。

- ・研究体制の機能強化に併せて組織を統合(ふさわしい名称の在り方も検討。他類型も同様)。

文化振興型

- ・重要事項等を審議する機関を設置
- ・機動的な収蔵品購入や修復のための基金の創設
- ・自己収入に関する目標の設定
- ・国際的な情報発信力の強化、資産の有効活用等の観点から組織を統合

大学連携型

- ・重要事項等を審議する機関を設置
- ・大学関係者と連携した運営方法の共通性等の観点から組織を統合

金融業務型

- ・法人の財務を点検する体制の整備
- ・金融庁検査にむじむ事務事業について、金融庁検査の導入を検討

国際業務型

- ・海外事務所評価の共通ルール設定
- ・ワンストップサービス実現のため、海外事務所を機能的に統合
- ・機能強化等の観点から在り方を協議

人材育成型

- ・適正な受益者負担の確保
- ・就職率向上等目標の明確化
- ・教育機能強化等の観点から組織を統合

行政事業型

- ・各法人の運営費交付金の内容を精査し、補助金等に切り替え
- ・主務大臣が業務・財務の改善目標に重点を置いて評価

その他

- ・共通ルールを適用

組織

- ・不適切な業務運営が明らかな場合、主務大臣の是正命令等の必要な措置。
- ・監事に対し調査権限機能を付与。不適切な業務運営を行った場合等の役員の責任を明確化。
- ・役員の任命については公募を活用。

財務

- ・交付金について事業別の積算等を公表、予算と実績の乖離を把握。
- ・不適切な支出と不要資産の留保を防止する仕組みを強化。
- ・自己収入目標を設定させ、國の財源に依存しない経営を促進。
- ・自己収入を増加させた場合におけるインセンティブを強化。

評価

- ・主務大臣が一貫して目標設定、評価。

透明性

- ・中期目標期間終了時等に法人の存続性が認められない場合、主務大臣が法人の廃止を判断。
- ・第三者機関による点検により「お手盛り」を防止。併せて行政評価・監視、行政事業レビュー等を活用。
- ・国民説明会の実施など情報公開を強化。法人から関連会社等への再就職を法律により規制。
- ・事業別のセグメント情報を充実するとともに、交付金投入につき業務達成基準を原則採用。

行政執行法人

- ・国の責任と判断の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な業務執行に重点を置いて事務・事業を行う法人について、主務大臣が責任を持って効率的・効果的な運営を確保。

- ・国の指示した目標のもと、単年度で業務運営。簡単な意思決定の仕組みを整備。

- ・単年度の財政措置が原則。合理的な理由がある場合は繰越も認める。

- (例) 造幣局、農林水産消費安全技術センター、駐留軍等労働者労務管理機構 等

国において事務・事業を実施することが適當な法人(徹底的な合理化の上、国へ移管)